

食品安全委員会企画専門調査会

第 15 回 会合 議事録

1 . 日時 平成 18 年 6 月 14 日 (水) 10:00 ~ 12:00

2 . 場所 食品安全委員会大会議室

3 . 議事

(1) 平成 17 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて

(2) 平成 17 年度食品安全委員会運営状況報告書 (案) について

(3) その他

4 . 出席者

(専門委員)

富永座長、飯島専門委員、市川専門委員、伊藤専門委員、内田専門委員、
近藤専門委員、佐々木専門委員、澤田専門委員、鋤柄専門委員、武見専門委員、
西脇専門委員、福士専門委員、宮脇専門委員、山根専門委員、山本専門委員、
渡邊専門委員

(参考人)

服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、見上委員、坂本委員、中村委員

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、
西郷リスクコミュニケーション官、高鹿勧告広報課課長補佐、
渡辺情報・緊急時対応課課長補佐

5 . 配布資料

資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項 (平成 18 年 5 月 25 日

食品安全委員会決定)

資料 2 平成 17 年度食品安全委員会運営計画(平成 17 年 3 月 31 日食品安全委員会決定)の実施状況(案)について

資料 3 - 1 平成 17 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)

資料 3 - 2 平成 17 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)のポイント

6. 議事内容

富永座長 皆様、おはようございます。ちょうど定刻になりましたので、ただいまから「企画専門調査会」第 15 回会合を開催させていただきます。

本日は皆様、御多忙にもかかわらず、専門調査会の専門委員 16 名全員の御出席でございます。更に、服部専門参考人も御出席いただいております。

また、食品安全委員会から、担当の寺尾委員、坂本委員を始め、寺田委員長、小泉委員、見上委員にも御出席いただいております。中村委員も後で御出席いただけたと思います。

それでは、会議に先立ちまして、先日辞任されました、土屋隆専門委員に代わりまして、新たに内田健夫専門委員が任命されましたので、先生に簡単な抱負を含めて自己紹介をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

内田専門委員 御紹介をいただきました、日本医師会の内田と申します。よろしく願いいたします。

医療の立場から初めてということございまして、全くの素人でございますので、いろいろ勉強させていただきながら、会議に参加させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

富永座長 ありがとうございます。

それでは、お手元に議事次第があると思いますが、これの裏側を御覧ください。

議題 1 は「平成 17 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて」。

それと併せて、議事 2 は「平成 17 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)について」でございます。本日はこの 2 つが主な議題になっております。

それでは、議題 1 の「平成 17 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて」、事務局より御説明いただきたいと思います。

小木津総務課長 それでは、御説明に入る前に一応念のために、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料の 1 枚目は議事次第でございますので、その裏側を見ていただきますと、配

付資料として4点ほど付けさせていただいております。

その次に座席表が入っていると思います。

資料1は「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」でございまして、これが食品安全委員会において、5月25日に決定されたもので、この中の1つ目が今日の議題でございます。

横長のA4判の資料でございますが、資料2「平成17年度食品安全委員会運営計画（平成17年3月31日食品安全委員会決定）の実施状況（案）について」というものがお配りしてあると思います。

資料3-2「平成17年度食品安全委員会運営状況報告書（案）のポイント」という1枚の紙が入っておるかと思っております。

平成17年度の運営状況報告書の本体でございますが、資料3-1が入っております。

これは傍聴の方にはお配りしておりませんが、ホームページ等で入手できるものでございまして、卓上には新しくできましたパンフレット、リーフレット、用語集の改訂追補版、最後に最近発行いたしましたメールマガジンのプレスリリースのお知らせの資料等をお配りさせていただいております。

資料は以上のとおりでございますが、もし過不足がなければ、資料の説明に入らせていただきたいと思います。

議題1でございますけれども、それに関わります資料の説明をさせていただきます。資料2でございます。

まずお聞きいただきますと、この資料は運営状況を整理したものでございまして、左側に平成17年度の運営計画の記載事項を項目ごとに整理したものがありまして、その欄の右側にこれまでの実施状況を整理しております。この対比によって実施状況を御確認いただきたいということで、整理させていただいております。項目は7つに分かれますので、順番に御説明をさせていただきたいと思います。

「第1 平成17年度における委員会の運営の重点事項」を整理したものでございます。この中の欄の記載事項の2のところがございますように、重点事項といたしましては「計画的かつ効率的な運営をより一層推進する」というのが1つ目です。

また「自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討、食品健康影響評価技術研究を開始するなど、主体的な取組の更なる推進を図る」というのが2点目でございます。

3点目が「効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進める」ということでございます。

4 点目が「国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供」。

5 点目が「食品安全総合情報システムの一層の整備」ということでございますが、これに対しまして、運営状況の方を御確認いただきたいと思っております。

まず計画的な運営という点では、計画に基づきまして、各専門調査会、委員会ともに計画的な運営に努めてきたところでございます。

重点的な事項の推進に関しましては、まず1つ目といたしまして、自ら食品健康影響評価を行う案件の検討の中では、案件候補としてメキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価を候補の1つとして選定したということでございます。

食品健康影響評価技術研究におきましては、17年度の事業としては7研究領域で8課題を採択しております。平成18年度の研究事業としても、5研究領域を採択したということでございます。

効果的なリスクコミュニケーションの推進に関しましては、リスクコミュニケーション専門調査会において議論を進めていただいております。

研究の中でリスクコミュニケーションの在り方について研究を実施しており、調査の中でもリスクコミュニケーションについて配慮して実施しておるところでございます。

その下のパラグラフですが、BSEや魚介類等に含まれるメチル水銀など、国民の関心が高いテーマについて、正確でわかりやすい情報の提供に努めているところでございます。

食品安全総合情報システムにおきましては、16年から3年間をかけて整備を進めているところでございますが、17年6月1日には一部運用を開始して、ホームページ上に公開しているところでございます。

「第2 委員会の運営全般」に関しますことでございます。

まず会議の開催状況でございます。運営状況の方を御確認いただきたいと思っておりますが、委員会会合は合計49回開催されております。定例で毎週木曜日に開催して、すべて公開で開催しているという状況でございます。

その下の欄でございますが、企画専門調査会においては、御存じのように6月16日には16年度の運営計画のフォローアップをしていただきまして、運営状況報告書(案)をまとめていただいております。

9月1日、11月7日の会合におきましては、自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定を行っていただきました。

11月7日の第12回会合でございましたが、ここでは運営計画の実施状況の中間報告について御議論いただきました。

18年1月25日の会合におきましては、基本的事項のフォローアップを行っていただきました。また2月13日の会合におきましては、18年度の運営計画の案につきまして、御審議をいただいております。これは3月30日の委員会会合において決定されております。

2ページ目でございます。リスクコミュニケーション専門調査会は、この年度において計10回開催されておりました、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発について審議を重ねていただいております。

食育基本法が17年7月に施行されたことに伴いまして、このテーマにつきまして、引き続き意見交換を行っていただいております。

緊急時対応専門調査会におきましては、会合が7回開催されておりますが、食中毒以外の主要な危害要因ごとの緊急時対応マニュアルを策定するというところで検討を進めておりました。これにつきましては、それぞれ個別に作成するというのではなくて、普遍的な事態に対応できるような、一本化した緊急時対応マニュアルを策定する方向で審議が進められ、その成果が得られているところでございます。

リスク評価を行う専門調査会の開催状況は、ここに一覧で書いてありますような、必要に応じて頻繁に会議を開催しておるところでございます。

16年度の運営状況報告書の取りまとめと、18年度の運営計画の作成につきましては、この企画専門調査会が関わる案件でございますが、それぞれ計画どおり実施されているところでございます。

「第3 食品健康影響評価の実施」でございます。

「1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定」ということでございますが、右の欄に書いてありますように、17年度におきましては「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を策定するなどの活動を行っておりまして、これも計画的にガイドラインの策定作業が進んでいるところでございます。

この中で下の欄にありますように、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に資するようということで、食品健康影響評価技術研究を活用しているところが新しいところでございます。

「2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討」でございます。先ほど申しましたように、最終的な案件候補としては、メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価を選定されておりますが、これ以外にも検討の過程で動物用医薬品、ホルモン剤、あるいはビタミンAの過剰摂取とか臭素酸カリウムなどについて、より突っ

込んだ御議論をいただいておりますところでございますが、この中でホルモン剤、ビタミンA及び臭素酸カリウムにつきましては、情報を整理した上で公表するというような取扱いをすることになっているところでございます。

「3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理」でございますが、17年度におきましては106件、厚生労働省、農林水産省から依頼を受けておりまして、このうち74件につきましては、評価結果を取りまとめて各省に通知しているところでございます。

清涼飲料水の規格基準の改定の作業でございますが、これにつきましては、汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループを設置し、本格的な調査審議に2月から入っているところでございます。

次のページにまいりまして、自ら食品健康影響評価を行うこととされておりました、食中毒原因微生物に関しましては、微生物・ウイルス合同専門調査会におきまして、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）というものにつきまして、調査審議が行われておりまして、この運営状況報告書の17年度末の段階では2月16日に委員会に報告して、国民からの意見情報の募集を行っている状況でございます。

「4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」でございますが、この17年度は2回実施しておりまして、通算で申しますと3回目の調査を16年10月～17年3月までの間、結果を通知した案件につきまして、関係各省にその評価結果に基づく施策の実施状況について調査をしたところでございますが、その結果を10月27日に委員会に報告しております。それに引き続く17年4～9月までの間の評価結果の通知した案件につきましては、4回目となります同様の調査を実施したところでございます。

「5 食品健康影響評価技術研究の推進」ということでございますが、17年9月1日の委員会会合におきまして、この下に一覧としてございますような7領域8課題を研究課題として決定しているところでございます。

5ページにまいりますが、只今のは、17年度の研究についてでございますが、18年度の研究につきましては、この下にありますように5研究領域を特定しております。

「第4 リスクコミュニケーションの促進」という項目であります。

「1 意見交換会等の開催」でございます。これにつきましては、まず右の欄にございますように、全国各地で計63回の意見交換会を主催して開催しているところでございます。この中では残留農薬等のポジティブリスト制度及び遺伝子組換え農作物などのほかに、委員会が行った特に国民の関心の高いリスク評価結果であります魚介類等に含まれるメチル

水銀、米国・カナダ産牛肉、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品等をテーマとして取り上げるとともに、一般的なリスク分析手法の考え方についても関係者への浸透・定着に努めているといった取組をしているところでございます。

地方公共団体との連携強化ということで、地方公共団体等計5回にわたりまして、意見交換会を共催で開催しているところでございます。

審議結果案の計58案件につきましては、意見・情報の募集を行うという形でリスクコミュニケーションを行っているところでございます。

2でございますが、全国食品安全連絡会議というのを毎年開催しておりますが、17年度におきましては9月16日に開催しておりまして、多数の地方公共団体の参加を得て実施したところでございます。

「3 食品安全モニターの活動」でございますが、こちらは右の方を確認していただきますと、17年度におきましては1,100名の応募者がありましたけれども、470の方に依頼しております。この中で再依頼者が143名おられます。この方々から607件の随時報告を受ける。この点につきましては概要を報告しておりますし、テーマを決めまして報告をいただく課題報告についての御協力もいただいているところでございます。

また、より食品安全モニターとの意思疎通を図るために、平成17年6月3日～7月6日までの間、全国7会場で計10回にわたりまして、食品安全モニター会議を開催しているところでございます。

「4 情報の提供・相談等の実施」でございます。ここにつきましては、右側の方でございますが、まずホームページでの取組を整理しております。また、その下のパラグラフでは、「食の安全ダイヤル」を通じて、一般消費者等から806件の相談等を受け付けて対応しているところでございます。

マスメディア関係者との定期的な意見交換をおおむね3か月に1回ずつ開催しているところでございます。

「5 リスクコミュニケーションに係る事務の調整」ということでございますが、これは毎月2回のペースでリスクコミュニケーション担当者会議を開催いたしまして、必要な調整を図っているところでございます。

「第5 緊急の事態への対処」でございます。まず4月中に取り組まなければいけない事項とされておりました、食中毒緊急時対応に関する関係府省の実施要綱の策定も計画どおり実施しております。

委員会における緊急時対応指針も計画どおり実施しております。

更に次なる課題として上げられておりました「3 他の危害要因に関する個別の緊急時対応マニュアルの検討・策定」という課題がございまして、これにつきましては右側にございますように、6月22日からの間、緊急時対応専門調査会で御議論いただきまして、ケーススタディー等々を行いながら、個別の危害要因ごとにマニュアルを作成するのではなくて、普遍的な事態に対応する一本化した緊急時対応マニュアルとするためのものとして、関係府省食中毒緊急時対応実施要綱等を改正するという方針が定められて、今その作業が進んでおるといふ状況でございます。

「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」という項目です。

「1 関係各省等との情報の共有のシステム化及び食品安全モニターからの報告等のデータベース化」を図っていくということでございますが、これについては食品安全総合情報システムを構築していくという作業の中で実施しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、6月1日より一部運用を開始しておりますし、18年までの3か年間で完成させるように取り組んでいるところでございます。

「2 国際会議等への参加」でございます。これにつきましては、右側の欄にございますように、コーデックス委員会の各部会、OECDタスク・フォース、OIE総会その他の国際会議等に委員等を派遣し、計21回になりますが、必要に応じ情報の共有化を図っております。

「第7 食品の安全性の確保に関する調査」でございます。これは計画の中に調査課題を列挙しておりますが、この各分野に調査課題を設定して、調査を実施しておるところでございます。

以上、実施状況につきまして、項目ごとに御紹介いたしました。

富永座長 ありがとうございます。資料2に基づきまして、平成17年度の食品安全委員会運営計画に基づいた実施状況を御説明いただきました。これはかなりページ数がございますので、今から各委員から御意見、コメントなどをいただきますが、左側に項目という欄がありますので、これが全部で7項目ありますから、項目ごとに御意見をいただきましょうか。

1ページの「第1 平成17年度における委員会の運営の重点事項」について、これまでの実施状況が右の欄に書かれておりますが、ここはこう書き改めた方がいいとか、書き過ぎであるからこうした方がいいとか、何でもいいですから、この項目について御意見はございますか。ここは多分ないでしょうね。

では、次に移らせていただきます。次も事実関係だけですから、ないかもしれませんが、

「第2 委員会の運営全般」について、委員会の開催状況等が書かれております。

特に2ページのマル5を御覧いただきますと、17年度に各専門調査会が何回開催されたかなどを書かれておりまして、これは食品安全委員会に置かれている各種の専門調査会にどのようなものがあるということと、会議の開催回数が多いのはそれだけ必要性があった、あるいは関心が高かったということではないかと思いますが、10回以上開催されたのを見ますと、添加物、農薬、動物用医薬品、微生物、プリオン、遺伝子組換え食品等、新開発食品などに関する専門調査会でございます。かなり頻繁に開催されております。

開催状況が中心でございますけれども、第2の点につきまして、何か御意見などはございますか。どうぞ。

伊藤専門委員 この開催の回数なんですけれども、農薬専門調査会が15回、動物用医薬品専門調査会が22回で、ベスト2ということになるんですけれども、やはりポジティブリストの施行という部分と関連があって、これだけ頻度が多かったと考えてもよろしいんでしょうか。

國枝評価課長 これは17年度ということで、ポジティブリストということとは直接関係ございません。

ポジティブリストの関係では、これから非常にたくさんのをやるということになりまして、特に農薬についてはかなり多くなるのでございますけれども、これについては従来、専門調査会の専門委員が15名おられたんですけれども、4月1日から38名ということで、かなり大幅に増員をすることにしておりまして、専門調査会も少しやり方を変えまして、この中に実は全部で5つの部会というのを設けまして、そのうちの2つについては、いわゆる従来からのような評価の形のものを担当して、そのうちの1つが従来のポジティブリストとは関係ない通常のをやるということです。

あと残りの4つ、いわゆる従来からのような形で、全部データを見てやるものを担当するということが中心の部会が1つございまして、これは実際には依頼の中で特に安全性の上で、きっちり見なければいけないというものが一部出てくるわけなんですけれども、それを担当するものが中心になるというのが1つございます。

残りの3つですけれども、ポジティブリストは過去に我が国で認められたもの、海外の主要な国で認められたもの、あるいは国際機関で認められているということで、これについては既に評価書もございますので、そういったものを活用しながらやろうということで、それについては3つの部会ができて、そこでやるという形で考えております。

ですから、従来からのものについては、そのポジティブリストの導入で影響を受けない

ような形に残しておきながら、残りのポジティブリストのたくさん出ている分については、新しく追加者を入れると4つの部分で、できるだけ効率的にやっていこうという形になっています。

富永座長 よろしいでしょうか。第2の項目に関して、ほかに御意見あるいは御質問はございませんか。よろしいですか。

では、3ページの「第3 食品健康影響評価の実施」。これは更に小項目が5つございますが、これに関しまして御質問、御意見は何かございませんか。

それでは、もし何かありましたら、後ほど、またお聞きします。

次は5ページの「第4 リスクコミュニケーションの促進」。この項目につきまして、御質問、御意見はございませんか。どうぞ。

山根専門委員 5ページで63回の意見交換会を開催とありますけれども、この中にはいわゆる募集参加型というか、そういうものと、どこかの資料で、学校に出向いて食品安全委員会の委員の方々が出前講座のような感じで開いたというのを目にしたんですが、そういうものと両方混ぜたような形で63回の割合というのも、もし教えていただければと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 この63回というのは委員会単独のものもございまして、関係省、具体的には農林水産省、厚生労働省の地方支分部局の場合もございまして、それと共催したものもございまして、その内訳につきましては、資料3-1の後ろに付けてございまして、43ページ以降に出ておりますので、見ていただければと思います。

あるいは御指摘のその他、県との共催でございまして、他の団体との共催でございまして、49ページ以降に出ております。大学とやりましたのは49ページの7つで、2月10日に和洋女子大学に食品安全委員会の委員が出張いたしまして、今後、栄養学とか、食品関係を専門とされる方々を中心に意見交換をしていただくという形になってございます。その他は県でございまして、あるいはその次でございまして、いろいろな農業水産関係の独立行政法人との共催でございまして、いろいろなことをやっているところでございます。

富永座長 よろしいでしょうか。ほかにないでしょうか。どうぞ。

武見専門委員 直接の内容ということではないんですが、先ほどの全体のところに食育基本法が施行されて、食育との関連でリスクコミュニケーション、食品安全委員会としてどういう貢献ができるかというような表現もあったんですが、その食育基本法が施行されて、食育ということが社会の中でいろいろ動いていることと連動したときに、ここで今年

度の実施状況という中で、それが影響しているようなというか、言うなればお互いに相乗効果でよりリスクコミュニケーションが促進されることが重要だと思うんですけども、そういうようなことが施行後まだ半年ぐらいのことなんですけれども、何かあったのかどうかという辺りのことを伺いたいなと思いました。

西郷リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。先ほど総務課長から、2ページの上のところの右側でございますが、その第2パラグラフの食育基本法を受けて、食育の中にはいろいろな分野がございます。その中でいわゆる食品の安全に関する情報がきちんと伝わっていないのではないかなという話とか、そういった情報はいろいろある中で、自ら選んで、その情報を処理して、そのものを選ぶという能力を付けていかなくてはいけないという点で、「食品安全委員会」はリスクコミュニケーションで貢献できるのではないかなということになってございます。

リスクコミュニケーション専門調査会の方に委員会の方から、どのようなことでもって食品安全委員会として食育に貢献できるのかを審議してくださいというマndateを与えられておまして、今、議論しているところでございます。

具体的には政府全体としての食育の催しに委員会もいろいろ出展して行って、こんな評価をやっていますとか、リスクはこんなものですよというものを御説明し、これは運営状況とはあれですけども、福土専門委員もいらっしゃいますが、今年度なので載せていないんですけども、6月5日に委員会として初めて、食育についてのリスクコミュニケーションという意見交換をどういうふうに行っていたらいいかなという点について、議論を始めたところでございまして、今後いろいろなことをやっていかなくてはなりません。

食育とリスクコミュニケーションと分けて考えるのも変な話なので、やはりリスクコミュニケーションを通じて食育に貢献できるようにしていきましょうということでやっているところでございます。

具体的には今、言ったようなことが総合的なことではございますけれども、正しくてわかりやすい情報というのは、なかなか難しいということになっておりますけれども、ターゲット別にいろいろなことをしていかなければいけないという議論が今、起きているところでございます。

資料3-1の50ページでございますけれども、先ほどありました意見交換会の中で、委員が出張して意見交換をしてきた中で、独立行政法人農畜産業振興機構とか、「他」というのは地方の自治体とか地方の食育の機関等との共催という形で、若干食育にスポットラ

イトを当てたような形の意見交換会を共催の形でございますけれども、始めているところでございます。

富永座長 よろしいですか。ほかにリスクコミュニケーション関係で何かありますか。どうぞ。

渡邊専門委員 17年度、18年度の健康評価技術研究の採択に関してなんですけれども、これはこういう研究をやるというのは非常に大事なことだと思うんですけれども、オンゴーイングのリスク評価に対しての研究課題なのか、これから上がってくるだろう問題に関してのリスクに関する研究を行っていただくということなのか。それによって、この結果がこの調査委員会がやっているリスク評価にどういうふうに反映されるのか、その辺の考え方はいかがなんでしょうか。

渡辺情報・緊急時対応課課長補佐 研究事業がリスク評価にどのように関わっていくかという御質問ですが、17年度と18年度のどちらも研究領域を決めまして、どちらも8課題の方を選定いたしまして、それぞれ幅広くリスク評価なり、リスクコミュニケーションに役立つような研究を進めているところであります。その結果につきましては、今後のリスク評価に役立てられるものは役立てていき、そのように考えております。

西郷リスクコミュニケーション官 若干補足いたしますと、これは公募研究でございますから、要するに評価課題にぴちっとしたデータが要るので、かちっとやっていくという性質のものではなくて、今、申し上げましたように、若干広めなもので課題を研究の運営委員会で、こういう分野が必要ではないかと設定していただいたのについて、このやったものについて評価していただいて、やっているということでございます。かちっとすべてリスク評価の今の課題に対応しているというものではないということでもあります。

渡邊専門委員 なぜ聞いているかということ、同じような研究課題が文部省や厚生労働省などのいろんなところで見たような題が挙がっているんです。

1つは、やはり各専門調査会から、こういう問題が重要であるということで挙がってきているのか。そうではないと思うんです。私は微生物の方ですけれども、微生物の方から特にこういう形でというふうに挙げた覚えはないです。ですから、その辺はどういうルートになっているのか。研究は当然必要だと思うんですけれども、あまり同じようなオーバーラップした研究をやってもしょうがないのではないかなと思うので、その辺はやはり今後十分に考えてやっていただいて、ここの研究費を使うのは、ここはリスクに対してどういうふうにこれが反映できるのかということが重要だと思うので、その辺のビジョンというのは必要なのではないかと思えます。

渡辺情報・緊急時対応課課長補佐 その点に関しましては、研究機関や研究者の方々から研究課題を募集した上で、研究運営委員会というところで課題を選定しております。リスク管理機関でも各種研究が行われておりますが、この辺りと重複がないようにリスク管理機関とも連携を取りまして、進めているところです。

一色事務局次長 今、渡邊専門委員から御指摘がありましたとおりでございまして、総合科学技術会議の方からも重複を避けるようにという御指摘がございました。事務局といたしましては、農林水産省、厚生労働省との間にいわゆる調整会議を設けておりまして、どういふことを農林水産省、厚生労働省は研究テーマとして持っているかということなどを調整いたしております。

ここは渡邊専門委員の御指摘のとおりでして、リスク評価のための研究というのをねらいにしております。ですから、応募される課題の中には、これはもうリスク管理の方だねというのは大抵、いわゆる審査委員会のところで落ちてしまっているという状況でございます。

容器・包装などのテーマなどに関しましては、非常に具体的に専門調査会の方で役立つような、ある程度こういふことをマニュアルとして書いた方がいいのではないかという具体的な提案が採用されたりしておりますし、かなりリスク評価に特化して審査や評価がなされて、それが採用されているという現状でございます。以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。渡邊専門委員、よろしいですか。

寺尾委員 ちょっといいですか。

富永座長 どうぞ。

寺尾委員 先ほどの渡邊専門委員のご指摘なんですけれども、研究領域というのをまず決めまして、その領域を決めるときには各専門調査会の御意見も伺って決めております。ですから、領域が決まった後の個々のテーマについては、その研究をなさる方の判断といひましようか、考え、アイデアでもって進めておりますけれども、領域を決めるときには各専門調査会の御意向も反映させております。

富永座長 ありがとうございます。ほかにリスクコミュニケーション関係に関して、御意見、御質問はございませんか。どうぞ。

市川専門委員 6ページのところです。マスメディアとの定期的な意見交換をされていらっしゃるんですけども、感触はいかがでしょう。手ごたえの辺りをお聞きしたいのが1点です。

あともう一点は、事務の調整ということで、関係省庁との調整の会議を開いていらっし

やいますけれども、できれば今のようなことをどのような調整をしているんだ辺りを議事録とか議事録概要とかで、一般の消費者がわかるようにしていただけるとありがたいと思っているんですが、その辺りはいかがでございましょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 まずマスメディアとの意見交換でございますけれども、ここに書いてありますように大体3ヶ月に1度くらいのペースで具体的には、食品安全委員会は記者クラブがございませぬので、実際にそういうことを書かれていらっしゃる方は厚生労働省とか農林水産省にいらっしゃるわけですが、そういった方々、あるいは遊軍の記者もいらっしゃいますけれども、そういった実際の記者の方。

もう一つは、日を挙げますけれども、やはり3ヶ月に1度くらい、大体この部屋でございますけれども、論説委員クラスの方と委員との意見交換をやってございます。ですので、3か月ごとに大体最近の評価だとか、これからこんな評価が外に出そうだといったことについて、予備知識を入れていただくとか、最近の委員会の活動だとかについて一般の意見交換をするとかといったようなことで、かなり活発な議論が行われていると、事務局としては思っております。

ですので、そういった点では少し、食品安全委員会の評価は非常に細かい話が多うございますので、それに大体何でこんな議論になっているかということについては、専門調査会は公開ではございませぬけれども、それについてポイントというか、重要な点だとか、苦労話みたいなところは、かなり委員から話されておりますし、フランクな意見交換ができていないかと思っております。

次にリスクコミュニケーションに関して、事務の調整のこととございまして、この会議というのは何かと申しますと、基本的事項ということを開議決定しておりまして、食品安全委員会と関係省庁との仕事の仕方を決めたり、関係府省の申し合わせをしたりというのがございまして、その中でいろいろなレベルの関係府省の会議が設定されてございまして、そのうちの1つでございませぬ。

メンバーにつきましては、リスクコミュニケーションをやっている者が各省におりますので、それが当方と厚生労働省、農林水産省、それに環境省のメンバーが入ってございまして、月に2回程度というのは大体2週間に1度やってございませぬ。

では、次をいつにしようかというのは、そのつど決めていくということで、持ち回りで幹事の役所を決めまして、やっているところでございませぬ。

中身でございませぬけれども、格好よく「テーマ、具体的な内容、方向性等について必要な調整を行った」と書いてあるんですが、実際は例えば先ほど、食品安全委員会だけで関

係府省と意見交換会をあちこちで 63 回やっているとございましたけれども、63 回と一口に申しますとこれは週に 1 回以上やっていることになります。それも東京だけではなくて、あちこちでやっていますものですから、その人練りでございますとか、特に東京で何回も重なったりするのもよくないことでございますし、そういった日程の調整的な口ジ面とかは人練り話とかいったことがほぼメインのことで、そういった事務の調整がメインになってございます。

議事録ですが、この調査会のような立派な会議ではございませんで、ほとんどその辺の立ち話に近いような話が多うございますものですから、議事録といったものにはなじまないのかなと思ってございます。また、会議の中身もきちんとした方針を決めるだとか何とかいうことではなくて、要するに事務調整でございますので、委員会として、あるいはリスクコミュニケーションをこういうふうに行っていくという話につきましては別途、委員会あるいは調査会などでの御議論があった後、決まっていく話でございます。何月何日の木曜日は具合が悪いことになったとかいうようなことなので、議事録を作ったり、公開したりするというのには若干なじまないのかなという気はしております。

富永座長 ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。時間の配分もございますから、次へ移らせていただきます。

次は「第 5 緊急の事態への対処」です。この項目に関して、何か御意見あるいはコメントがございましたら、どうぞ。

鋤柄専門委員 緊急時ということですが、緊急ということについての目安とか、何か決まりのようなものはあるんでしょうか。例えば食中毒について言えば、何 1,000 人の方が発症したら、これは緊急時であるとか、そういったことです。

渡辺情報・緊急時対応課課長補佐 緊急事態については想定していることは、食品の摂取を通じて国民の生命または健康に重大な被害が生じた場合ということなんですけれども、具体的には被害が大規模または広域で、食品安全委員会とリスク管理機関間で調整しなければならぬような事案や科学的知見が十分でない原因により被害が生じ、または生ずるおそれがある事案。それから、社会的反響を考慮して緊急の対応が必要と考えられるような事案を想定しております。

具体的に被害者が千人以上だとか、そのような数字の目安としてはないんですけれども、その事案によって被害が小さくても原因がわからなければ対応が必要ですし、もし人数が多くても原因がはっきりしていて、またリスク管理機関なり地方公共団体で適切な処置が取られていて、それをやることによって被害が抑えられるという事態であれば、緊急事態

ではないと考えております。

富永座長 ほかに御質問、御意見はございませんか。どうぞ。

伊藤専門委員 緊急事態という範疇に入らないかもしれないんですけども、先日、白インゲンの販売があって、売りたいという部門とどうしようかと相談に来た部分と、お客様相談室にはかなり声が上がってしまっていて、健康に影響が出ているのに何であんなものを売っているんだという意見と、どうしても販売してくれという声と両方あって、非常に逡巡したんです。

そういうときに緊急ではないかもしれませんが、何らかの目安、厚生労働省からはテレビ局に注意を勧告したとか何とかありましたけれども、その辺の判断が非常に難しく、やはりそれはやせたいという女性の方はいっぱいいらっしゃるんで、おなかを壊してもやってみたいという方もいらっしゃるでしょうし、その辺の判断が非常に難しかったですけれども、そういうときにどこから情報が来るとありがたいなという気がしました。

もう一つは、先日地域の新聞では一面トップで出ていましたけれども、青森県で弘前、五所川原を中心に水道水が汚染をしたみたいだという情報が流れて、その原因が初めて知ったんですけども、クリプトスブリジウムかもしれないという情報が出て、社内はすったもんだして、関東から20トンのタンクローリーをあるところを通じてお願いして、現地まで行かせました。結論は何ともなかったということだったんですけども、それで初めてわかったのが、埼玉県入間郡越生町で1996年くらいに8,000人がこれで影響を受けて、400人が入院したというようなことが出ていました。

そのときもどう判断すればいいのか、さっぱりわからないわけです。まして水道水まで私の仕事かという思いがありました。これは食品とは言えないのかもしれませんが、食品安全委員会でそういうときに対応についても、ここに電話すればいいのではないですかというようなアドバイスがあれば、ありがたいなと思った部分がありますので、その辺も御考慮いただければと思います。

いずれにしても、我々から見ると、弘前の水道局あるいは青森県、厚生労働省も絡んで、最終的に安全宣言の判断がかなり遅れました。安全を期するという部分では仕方がなかったのかもしれませんが、大変な思いをしたものですから、ちょっと話題を提供させていただきます。以上です。

富永座長 今、伊藤専門委員から御説明いただいたようなケースもあったことをお聞き置きいただく形にしたいと思います。

ほかに御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御遠慮なくお願いします。

それでは、次の「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」の項目です。これに関しまして、何か御意見、御質問はございませんか。どうぞ。

市川専門委員 この情報収集及び情報共有のシステムの中には、食品に関する安全性というのは消費者関連の情報も含まれていると思うんです。それでP I O - N E Tとか、いろんな消費者の相談を受けているような民間団体とか、そういったところの要は情報も一元化して、食品安全委員会のこのデータベースの中にひょっとして入ってくるとうれいかなと思うんですが、そういう辺りはいかがなのでしょう。教えてください。

渡辺情報・緊急時対応課課長補佐 今の点なんですけれども、食品安全総合情報システムは16年度から構築を始めておりまして、17年度におきましては食品の安全性に関する関係機関の情報や食品安全モニターからの報告、「食の安全ダイヤル」に寄せられた御意見等について、システムのデータベースとして入れたところなんですけれども、これらについては昨年の6月から試験的に運用を始めておりますので、データとして入っているという状況になっております。消費者の情報についても入れることになっております。

西郷リスクコミュニケーション官 すべてというのではなくて、要するに見ているわけでございますけれども、それで出し入れしていくということで、自動的に入るということではないです。

市川専門委員 見て、入ってくるということですね。

西郷リスクコミュニケーション官 はい。消費者でのいろいろなデータベースがありますけれども、それが自動的にぱっと入ってきて、リンクしていくということにはなっていないです。

市川専門委員 わかりました。

富永座長 どうぞ。

佐々木専門委員 今に関連してなんですけれども、私の方でもわからないことがあると、まずここで物質を入れて調べるということで利用させていただいているのですが、17年度はどの程度の利用件数かというのはわかりますでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 済みません。今はちょっとわからないので、調べておきます。

富永座長 ほかにございますか。どうぞ。

伊藤専門委員 このデータベース化のイメージなんですけれども、基礎データのファイルというんですか。例えば、今この5～6年をかけて社内で整理してきたのは、二千何年

の何月何日に何店にどここの保健所が立ち入りました。目的は収去でした。その収去品については、こういった商品を持ってきましたというのが全部漏れなく残っています。

農水絡みでは、何月何日にどここの農政事務所が立ち入りで、目的は表示のチェックでした。あるいはDNA鑑定をするからということで、農林水産省は収去できませんから、お買い上げいただきましたというようなことで、これはほんの一部ですけれども、今ベースが全部積み上がってきているんですけれども、一番基礎のところにはそういうイメージのものがあると考えていいんですか。

西郷リスクコミュニケーション官 そんなにすごい話ではなくて、例えば外国にも同じようなリスク評価の機関がございます。そういったところは情報をしょっちゅう出しております、ホームページの情報は毎日見ております。そういったところについては翻訳して出していいとか、お互いの取り決めと申しますか、お願いをしまして、そういったことについては提供していくといったことで、翻訳した形のものを落とし込んでいくという形になっております。

ですから、海外のものについて、その生のデータの原典まで全部探っていくということではなくて、当方の調査に引っかかってきたものについて当方が能動的に入れていくという状況でございます。

一色事務局次長 補足させていただきますと、いわゆるリスク評価を担当いたしておりますので、世界中からそのリスク評価に関する情報が入ってまいります。それは整理いたしまして、このデータベースに蓄積しております。

更にいわゆるフードチェーンアプローチといたしまして、生産から消費までの安全に関して、世界中の情報を集めております。技術参与と申しまして、いわゆる語学に強い方、食品安全委員会の情報の収集能力のある方に、世界中のホームページなり新聞なり、そういうものをウォッチしてもらっております、週に1回、いわゆる信憑性の問題と知的所有権の問題を委員の方にも入っていただきまして、検討会を設けております。

そこで、これは信憑性があるというのは、またデータベースに入れますし、信憑性がないというのは、もうそこで外してしまうという作業を繰り返しております。

更にリスク管理機関からも適切に情報をいただいております。それもどんどん加えておりますので、いわゆる御指摘のようなやり方とはちょっと違った、もう少し我々にとっては、いわゆる科学的な目で整理しながら、データベースをつくっていったというイメージでございます。

伊藤専門委員 ありがとうございます。実際はかなり厚生労働省のホームページにしる、

いろいろ積み上がってきているんだなと思います。先ほど申し上げた、クリプトスプリジウムもそのキーワードで引いて、越生町（埼玉県入間郡）の事件だとか、アメリカのウィスコンシン州のミルウォーキーで起きた事件は20～30万人が影響を受けて死者まで出たという情報まで、恥ずかしい話ですが、初めてこういうのをよく知ったものですから、そういう部分では大変評価しています。

富永座長 どうぞ。

佐々木専門委員 やはりいいこともちゃんと知らせないと利用されないなという感想を持ちました。

非常にサイエンティフィックな内容を消費者でもわかる言葉でサマリーが書かれているんです。ですから、これはやはりもっともっと宣伝をして一般の方も、例えば単語を調べるくらいの感覚で利用していただくと、難しい内容から極めて易しい内容まで並んで出てきますので、是非宣伝していただければと思います。

富永座長 ありがとうございます。どうぞ。

近藤専門委員 この項の「2 国際会議等への参加」というところになるかもしれませんが、今、日本でアメリカ牛の輸入再開で、BSEについて非常に国民の関心が高くなっているということも事実なんです。私もいろいろ思うに、近い将来的にはこのBSEは克服されて、日本の国からも排除されていくというふうにできているわけですが、世界的に見ますといろいろなこういう状況の中で、やはり国際会議というような中で、BSEに関する会議等は1つの結論づけられたような格好でほとんど開かれていないものかどうか。そういう世界的なBSEに関する会議などはどのようになっているか。ちょっとお聞かせ願えればと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 担当課長がおりませんのであれですが、盛んにたくさん行われておりまして、先般もいわゆるOIEの総会に日程をくっつけた形での会合でございますとか、プリオン病の会合でございますとか、やはり1つのホットトピックスとして、いろいろなセミナーが国内でも国外でも開かれてございます。

先月末にもそういったのが1つございまして、当委員会のプリオン専門調査会の専門委員にも御出張願って議論に参加していただいております。

富永座長 よろしゅうございますか。ほかにございせんか。

それでは、最後の「第7 食品の安全性の確保に関する調査」。短い記述でございますが、これに関しまして、何か御質問、コメントはございせんか。

福土専門委員 この記述なんですけれども、ちょっとそっけないといいますが、年度ご

とにこれだけいろいろな調査をなさっているので、多分、実施の報告書にはもう少しあったような感じがしますが、調査などはそれをやった上でどう生かしていくか。多分公開の仕組みとかあると思うんですが、その後のフォローみたいなものも触れた方がよいのではないかと思います。

先ほどの技術研究のところもそうなんですけれども、多分、年度末で一応、1つの区切りがあるかと思います。その年度内にすべてのことが終わるとは思えませんけれども、年度をまたぐものもあるかと思いますが、少なくともこの年度末の時点でどういう状況になっているかということは、やはりオープンにしておくべきではないかと思いました。

小木津総務課長 関連して資料の御確認をさせていただきたいと思います。後ほど御紹介しようかと思っておりました報告書(案)、資料3-1の19~20ページにかけまして、今のそっけないものよりはもう少し中身を書いている部分がございますので、一応調査の中身は17年度実施した概要を整理しております。

これは新たな取組なんですけれども、18年度の調査事業につきましては、進捗状況、課題の募集状況とか、そういったものを逐時タイムリーにホームページ上で情報提供をして、調査事業の状況をお知らせするように取組を始めたところでございます。

富永座長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

それでは、この全体を通じて、何か追加的なコメントや御質問などはございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、資料2の平成17年度食品安全委員会運営計画の実施状況について、フォローアップを含めたものでございますけれども、これは最後に福土専門委員が御指摘になりましたように、第7の項目のこれまでの実施状況がそっけない感じがしますので、ほかの項目とのバランスも考えて、ここはもう少し記述を加えていただいた方がよろしいかと思えます。先ほどの総務課長さんの御説明にありましたように、資料3-1から適当なものを抜粋してくればよいと思いますので、後日この部分をもう少し補充していただいて、それを私に見せていただいて、後でまた各専門委員にお配りすればよいのではないかと思います。

小木津総務課長 承知いたしました。先ほどの19~20ページに中身が書いたものがございますが、この調査の項目ぐらいいは書いておかないといけないかなと思っておりますので、また御相談させていただきます。

富永座長 それでは、資料2の実施状況について、先ほどの第7の項目の修正の下に承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

富永座長 ありがとうございます。それでは、これで議題1は終わります。

次は議題2の「平成17年度食品安全委員会運営状況報告書(案)について」ですが、これはまだ案の段階でございます、これについて、まず事務局から御説明いただきたいと思います。

小木津総務課長 それでは、資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

関連の資料は資料3-1と3-2でございます。まず3-1の方の構成だけ御紹介させていただきます。

1枚めくっていただきますと目次がございます。「総論」と書いてある部分から、実際の17年度の実績が書いてある2という項目がございますが、その小項目として3つの項目に整理させていただいております。それぞれにつきましては、後ほどポイントを御紹介させていただきます。

最後に20ページのところに、17年度の運営状況を振り返って、その状況を総括した記述がございます。これは後ほど御確認いただきたいと思っております。

また、これに附属して資料が付いておりまして、資料1が17年度の運営計画の実施状況。先ほど御確認いただいて、座長の指示に基づきまして修正をすることになっておりますものが付いております。

資料2でございますが「食品健康影響評価の審議状況」を詳細に整理したものがございます。

資料3が専門調査会ごとに処理状況を整理したもので、これもかなり詳細なものがございます。

資料4が43ページからのもので「三府省連携による意見交換会等の実施状況」ということで、そのテーマ、実施の概要について整理したものがございます。

資料5が49ページでございますが「地方公共団体等との連携による意見交換会等」の実施状況を整理したものです。

資料6が50ページですが「関係団体との懇談会等」の状況を整理したものです。

資料7が「外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席」の状況について整理したものです。

最後に参考資料として、18年度実施中の運営計画について御参考に付けているということでございまして、先ほどのフォローアップとこの運営状況報告書の本体を補うものとして資料が添付されております。

それでは、内容を御紹介する意味で、3 - 2の運営状況報告書案のポイントというもので全体を御覧いただきたいと思います。この資料は主に17年度の取組について、6項目ほど整理しておりますもののポイントだけ整理したものでございますので、これで全体をまずは確認していただきたいと思います。

「1) 委員会の計画的な運営」ということでございますが、運営計画に基づきまして、先ほども述べましたように委員会会合が49回、専門調査会会合が合計144回開催されております。

「2) 食品健康影響評価の実施」でございますが、まずガイドラインの作成につきましては、遺伝子組換えの関係の安全性評価の考え方を策定したというのが1つございます。また自ら食品健康影響評価を行う案件の点検につきましては、この企画専門調査会で関与していただいておりますが、メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価を選定しております。

評価要請を受けて行う案件につきましては、この年度の間106案件ございまして、これにつきまして74件について評価結果を通知しております。

評価結果が出たものにつきまして、リスク管理機関が施策を講じる。その実施状況を監視するという役割もございまして、これにつきましては3回目の調査につきまして、16年10月～17年3月までの間に通知した案件につきまして、17年10月に委員会報告をしておりますし、引き続き4月から9月までの間の状況につきましては調査を実施したところでございます。

評価技術研究の実施でございますが、先ほど御紹介しましたような中身で、17年度は7研究領域8課題を採択しておりますし、18年度の研究事業としては5研究領域を採択しているということでございます。

「3) リスクコミュニケーションの促進」につきましてでございますが、まずリスクコミュニケーション専門調査会におきます効果的なリスクコミュニケーションの促進のための検討が続いております。

評価結果案件58につきまして、意見・情報の募集という形でリスクコミュニケーションを行っております。

意見交換会の開催によりましてリスクコミュニケーション69回、先ほど御紹介しました回数を開催しております。

地方公共団体との連絡会議を9月16日に開催しています。

食品安全モニターの活動として、随時報告607件の受付、課題報告2回の実施、モニタ

－会議 10 回開催という実績がございます。

「食の安全ダイヤル」につきましては、806 件の問い合わせを受けておりまして、問い合わせの多い案件につきましては F A Q の公表を行っております。

ホームページや季刊誌『食品安全』の発行による情報提供にも力を入れているところでございます。

「4) 緊急事態に関する危害要因別の要綱等の策定」につきましては、食中毒の関係の実施要綱と対応指針等をまとめているところでございます。

「5) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用」につきましては、国内外の行政・報道機関等からの情報の収集・整理・分析を行っているところでございますし、関係行政機関との定期的な情報交換を行っております。

総合情報システムの構築という形で、そのデータベース化を図っております。

「6) 食品の安全性の確保に関する調査」として、危害情報の収集・整理・解析、評価に必要な毒性データ等の収集、流通過程の食品のモニタリング調査、危害要因の分析手法の確立等に関する調査、リスクコミュニケーションに関する調査等に取り組んでいるところでございます。

ポイントは以上でございますが、そうした全体の動きを総括して、資料 3 - 1 でございますが、20～21 ページにかけて、17 年度の食品安全委員会の運営状況を総括した部分がございますので、ここを確認させていただきたいと思っております。

一番上のパラグラフですが、17 年度の運営計画に基づきまして、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の取組が着実に実施できたのではないかと考えておりまして、その記述をしております。

「具体的には」ということでございますが、今の繰り返しになりますが、49 回の委員会会合をすべて公開で開催しておりますし、運営の透明性確保には十分力を入れております。また、各専門調査会についても必要に応じ、随時開催しております。

食品健康影響評価につきましては、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等が多かったわけですが、これら 106 案件につきまして要請がありましたので、順次専門調査会及び委員会において、科学的に調査審議を行いまして、74 案件につきまして評価結果を通知しております。

委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討について、企画専門調査会で取り組んでいただきましたし、食品健康影響評価技術研究につきましては、厳正な審査により、17 年度事業におきましては 7 領域 8 課題を研究課題として決定しております。

「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえた効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発に取り組んでおります。これはリスクコミュニケーション専門調査会を主体として行っているところでございます。

季刊誌『食品安全』の発行、ホームページの充実等を通じまして、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供に努めているところでございます。

食品安全総合情報システムにつきましては、昨年度中に構築した文献情報、危害情報、データベースについて、17年6月より委員会のホームページで運用を一部開始しているところでございます。

18年3月には、食品の安全性の確保に関する情報を交換、共有するためのシステムと、食品安全モニターからの情報に関するデータベースをこのシステムに追加したところでございます。

以上の活動状況を踏まえ、なおかつ今後の委員会の運営の在り方を考えますと、諸課題に対応して科学的な食品健康影響評価を着実に推進するとともに、国民の高い関心を踏まえ、食の安全に関する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な情報をより一層推進することなどが必要であるという認識の下に、これは既に御決定いただいているところでございますが、18年度におきましては、委員会、専門調査会の効率的な運営の一層の推進を図るということを1つ目の課題、ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の大幅な増加に適切に対応していくということを2つ目の課題として挙げております。

3つ目は「委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施するため、必要なガイドラインの策定等に資する食品健康影響評価技術研究の一層の推進」。

4つ目は「意見交換会の運営方法の向上及び実施体制の拡充や効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発」。

5つ目は「国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供の一層の推進」。

6つ目は、国内外の食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用の一層の推進を重点事項として、18年度の取組方針へとつながっていくところでございます。

以上、その運営状況報告書の骨格となる部分について、御紹介させていただきました。

富永座長 ありがとうございます。膨大な資料について、ポイントを的確に御説明いただきました。

「平成17年度食品安全委員会運営状況報告書(案)」の本体、資料3-2も加えまして、何か御質問あるいは御示唆などございませんでしょうか。

伊藤専門委員 全体では特に問題はないと思うんですけども、流通過程の食品のモニ

タリング調査というのが17年度の報告の中に入っているんですけども、これは具体的には地域の保健所が店頭から収去するあのパターンとはどういう違いがあるのかというイメージが浮かばないんですけども、どういうふうに考えればよろしいですか。あと、調査という中には検査も入るのかどうかということなんです。

國枝評価課長 これはいわゆる趣旨としては、私どもは農薬のリスク評価をしまして、それを受けまして、厚生労働省の方が残留の基準を定めるんですけども、それが實際上、暴露として、どういった形になっているかの調査をするという趣旨で、私どもが評価したものの。それから、あと重要と思われるようなものについて買ってきて、一体どれくらい量が暴露しているかとかをマーケットバスケット方式で調べるということでございます。

ただ、実際にいうと、これまで3年度調査しているんですけども、実際はマーケットバスケットで見つけるというのは、なかなか困難な部分もございまして、現実になかなか出てこなかったということで、最初の2年度の成果を踏まえまして、少し細分化した形の中でどうかというのを調査して、少しそれで農薬とかが残留されているものが出てきているというのを聞いております。私も今は詳細を御説明できないんですけども、そんなような状況だと思います。

富永座長 何か追加はございますか。よろしいでしょうか。

では、ほかに御質問あるいは御提案など、ございませんか。どうぞ。

市川専門委員 教えていただきたいんですけども、20ページの真ん中よりちょっと下のところに「より効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等に努めた」という表現がございまして、この手法の開発に努めたその具体的な成果とか、あるいはその具体的なことというのは、どこか資料を見るとこれでわかりますとかというのがあれば、教えていただきたいと思っております。

西郷リスクコミュニケーション官 実はこれはリスクコミュニケーション専門調査会の宿題になっていて、今、リスクコミュニケーション専門調査会は専らこのことを議論しております。

ただ、手法の開発と簡単にいいましても、手法を変えたらリスクコミュニケーションがすぐうまく行くということではないので、ああでもない、こうでもないという議論を現在しているところでございます。

その議論も現在取りまとめの作業に入っておりまして、近々のうちに検討したところはこのところではないかというようなことがまとまると思っております。ただ、専門委員の御議

論を聞いておりますと、抜本的にここをこう変えろとかいうことではなくて、例えば意見交換会一つにしても、ずっとマイナーチェンジをしてきておりまして、例えばリスクコミュニケーション専門調査会の意向を踏まえまして、説明した後にすぐ会場とディスカッションするのではなくて、パネルディスカッションを入れたらどうだとか、ラウンドテーブルにしたらどうだろうとか、そういった改善の議論につきましては、実際の意見交換会の運営などには反映はしてきているところでございますけれども、今後の取りまとめといたしましては、リスクコミュニケーションがこういう制度になってから、そろそろ3年になるわけでございますけれども、主に国がやっておりますことにつきましては、意見交換会だけではございませんけれども、どちらかというところテクニカルな面になるかもしれませんが、こういうふうにした方がいいのではないかということについての取りまとめになるものと思っております。

その資料につきましては、当委員会のホームページのリスクコミュニケーション専門調査会のところを見ていただくと全部出ております。

富永座長 よろしゅうございますか。ほかにございませんか。どうぞ。

近藤専門委員 この欄でもポジティブリスト制度についての表記があるわけですが、5月29日から施行されまして、先日、名古屋地区でも牛の飼料に農薬が二十数倍もあったということで、ああいうところでコメントといたしまして、これは摂取をしても、また人間にも無害だというコメントはずっと出されるんですが、それについて、今はもうちょっと科学的根拠に基づいたような理由づけをしないと、私も残留基準がいろいろと設けられ、また、ないものについては0.01 ppmが設定される中で、二十数倍ものやつが検出されても、それが何でもないんだと言われるようなポジティブリスト制度は、非常に疑問を持ったわけですが、いかがでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 おっしゃるとおり、我々の説明ぶりだとか、直ちに健康に影響がないというところまで言うのを、なるべくコンパクトにわかりやすくということで、多分いろいろあつてのことだと思います。

食品安全委員会も、厚生労働省がメインになってやっているポジティブリスト関係の意見交換会について、共催官庁としてずっとやってきておりますけれども、その辺の説明はものすごく難しく、例えば0.01を一律基準でやっていけば、20倍を超えていても、本当にADIを取って見たらかなり下になっているかもしれないということはあるわけですが、そこは言えないわけです。なので、ああいう唐突な言い方になってしまうということなんでございますけれども、若干ぎくしゃくしたところがありますけれども、それ

はもういろんな例を重ねて、私どもも賢くならなければいけないと思いますし、情報を受け取る方もそれなりの理解をしていただくようなことを何かしていかなければいけないのかなと考えております。

小木津総務課長 若干制度的な話を御紹介させていただきますと、5月29日にポジティブリスト制度が導入されたわけですが、その制度の運用自身は厚生労働省並びに農林水産省が関わってくるわけですが、そのリスク管理官庁の責任において、今、実施されているという状況でございますが、今後リスク管理官庁の責任で実施されているさまざまな基準につきまして、リスク評価を順次食品安全委員会の方でやっていくという流れになっておりますので、それが済めば食品安全委員会としての立場が明確になってくるかと思えます。

富永座長 よろしゅうございますか。

近藤専門委員 なぜかと言いますと、私も農家を治療で回るわけですがけれども、それを直接言われたんです。先生、これは29日から始まって、我々は非常に厳しい問いかけをいただいて、残留基準と使用基準を守っていれば大丈夫ということみたいですがけれども、二十数倍のものが出ている以上は、もうちょっとルーズでもいいのではないかというような議論がすぐに出ちゃうんです。

だから、そこら付近のことで我々も徹底的に施行体制を求めていく中では、そういうものへの対応の在り方をもっと慎重に正確に、また安全性のものについて今いろいろとお聞き願いましたけれども、今はもう我々だけでなく、全員がそれについて注目の的ですので、生産者の特に畜産関係においては、やはりゼロリスクを求められている時代ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

富永座長 ありがとうございます。ほかにございませんか。どうぞ。

山本専門委員 19ページの「(4)食品健康影響評価における危害の解析に関する調査」。3年間ずっと活動されてきた中で見せていただいていると、まさにここに書かれているように危害の道程、その特徴といったものが世の中に情報がない。インターナショナルにも情報がないというものが、かなりたくさんあるんだと思うんです。ここをどう解決していくのか。

これが先ほどの単年度ごとの研究委託といったものとの相関関係の中で、ここは食品安全委員会として積極的に取り組んでいく必要があるだろうと思うんです。残念ながら、今は食品安全委員会自体がそういったものをやる手足を持っていないということが悩みの種だと思うんですがけれども、ある意味ではこの問題をどうやって先ほどの委託研究と結び付

けていくかということが、かなり大きな課題だと思うんです。ここについて、何か先のこととで少しお考えがあれば、教えていただきたいということが第1点でございます。

もう一つは、その上の(3)にある、これは先ほどのデータベースづくりのところでお尋ねしようかと思ったんですけれども、私もたまたまいろんな省庁のデータベースづくりをお手伝いさせていただくケースもあるんですけれども、省庁のデータベースというのは、単年度ないしは数年の計画の中でデータベースをおつくりになるんですけれども、それが終わってしまうと予算が付かないためにメンテナンスができないんです。

データベースというのは絶えずメンテナンスし、その信頼性を確保して行って、情報として提供できないとあまり意味がなくなってしまうんです。

食品安全委員会そのものが継続的に続くのであれば、この部分というのは続けられていただけるんだろうと思うんですけれども、そこに対する予算的な見通しみたいなことはどうなんでしょうか。2点だけお尋ねしたいと思います。

小木津総務課長 最後の話につきましては、当然ながらシステムが構築された後はメンテナンスが必要になってくるわけですが、そこは必要な予算は当然確保するつもりでやっております。

渡辺専門委員 さっき研究のことをなぜ聞いたかということ、確かに総合科学技術会議は競争的云々ということでは言っているんですね。ただ、やはりこういうリスク評価に関しては、私はあまりなじまないと思うんです。

大きな領域は確かに決めるんですけれども、そうではなくて、この食品安全委員会が何をそこで研究したいのかという方針がないと、各研究者が言うてくる題材でもって研究させるというのは、これが文科省の研究ならそれでいいと思うんです。ただ、そうではなくて、さっきなぜ聞いたかということ、ビジョンに基づいた上で、こういうものが何年後にこの評価のために必要であるということ。なぜかということ、この研究班は3年ですね。今オンゴーイングでやられている評価課題に対して、3年後に成果を期待してもあまり意味はないので、3年後に期待するのだったら3年後に期待する題材を選ばないと無理だと思うんです。または、もしオンゴーイングのものだったら1年で成果を出すような題材をやらなれないといけない。

ですから、そういう意味では、食品安全委員会がむしろ題材を決めて、これに対してやりたい人はということで手を挙げさせるというのが、この食品安全委員会の研究特定領域をやっていくポリシーではないかと思うんです。

寺田委員長 説明が悪いのかもわかりませんが、この調査研究は言われるとおり、

この領域でこういうことということで、いわゆる指定研究みたいな形になっているんです。それとは別に調査研究というのがあって、これは委託でやって、先生が言われたようにこういうデータが欲しいとか、こういうのも委託でやっているんです。

こんなことを言ったらタックスペイヤーのお金で申し訳ないけれども、日本全体のライフサイエンスのお金から言ったら両方とも大したお金ではございません。研究費だけで年間 20 兆でしょう。ライフサイエンスはそのうちの 3 分の 1 くらいだから、5 兆くらい使っている。それよりも微々たるものだけでも、先生も御存じのように、こういうところは文科省でも私はずっと見たんです。岸本さんなどにも相談したんですけども、いわゆるインパクトファクターで全部決まってしまうわけです。そうすると、こういう研究をやっている人が世の中に全然いないんです。

ですから、そういう調査研究でエミネントな話と、こういう枠組みの人でいい考えを持っている人は出してください。しかも、それがこの委員会として摘記するような項目があれば、選ばしていただくということで、しかし、それは 1 つの枠組みを 4 つか 5 つぐらいに決めて、その枠組みの中でという話をやっているんです。本当にここは人がいない。

先生の言われるとおり、こういう規制科学というようなところに日本がもっと金を使わないといかぬというところで、総合科学技術会議も 2 年前からこれを OK ということで、まだわずかですけれども、スタートしてくださったので、これは大事にして、できれば広げていって、こういう分野に若い人が入ってくれることを本当に望んでいるんです。

もう一つは、その調査研究というのは、もう既にあることをあちこちに行って調べてもらうとか、あるいはこういう方法でやれば答えが出てくる。その答えてくるという部分が、今さっきおっしゃっていただきましたように、研究機関がないものだから、そこがちょっとつらいなという感じはしております。やる方法は決まっているんだけど、やる場所はない、金はない。

もう一つは、もうちょっとリラックスして、例えば化学物質に関しても ADI がなかったらアウトになっていますけれども、本当にそれでいいのかとか、そういうことで新しい考えを持った方。

それから、私はよくわからないんですが、先生は御専門だと思いますけれども、細菌とかウイルスのリスク評価。定量的にどうするんだということもわからない。それで何か専門家の方が若い人でも入ってやってもらうのが一番いいなと思います。

もう一つは、全体の評価ということで、数理統計研究所というところがあるんです。あそこの方にも相談にいて、そういう数学の概念をここに持ってこられないかなと思った

けれども、全然うまくいきませんでした。

何かまたそういういい考えがありましたら、是非教えていただいて、こういう枠組みの中に入れて公募するという形にしたいと思っております。

小泉委員 今、言われたのをまとめて言いますと、研究事業には2つありまして、今、言われたような公募で行う技術研究と、要するに食品安全委員会が将来を見越してこういうことをサーベランスするとか、モニタリングしておかないといけないというような調査研究事業と2つあるわけです。

この報告書を見ますと、公募の技術研究は具体的に課題とどこが請け負ったかということがきちんと書かれているんですが、我々の委員会が独自にやっているような研究については、この19ページにあいまいに全体的なことが書かれていて、具体的にどういうことをやってあるのかということと、どこが受けたのかということが書いていないので、それを書いた方が非常にわかりやすいのではないかと私は思っております。

例えばどういうことをやっているかということ、胎児とか乳幼児についてのリスクについての評価を今後どうするかというようなことについては、調査研究でやられていますので、その辺が大事ではないかと思えます。

富永座長 ありがとうございます。ほかに御質問、御提案はございませんか。よろしいですか。

それでは、各専門委員の先生方、あるいは食品安全委員会事務局及び委員から、貴重な御意見などをいただきました。この「平成17年度食品安全委員会運営状況報告書(案)」でございますけれども、これは今日の御議論をお聞きしましても、この報告書(案)に関しては特に記述を修正しなければいけないようなところもなかったようでございます。いろいろ御要望あるいは御質問がありましたけれども、多分このままでよろしいのではないかとと思いますが、いかがでございましょうか。

(「はい」と声あり)

富永座長 それでは、この「案」を取りまして、次回の食品安全委員会にこれを報告させていただきたいと思えます。この企画専門調査会はいろいろなことをやっておりますけれども、食品安全委員会の運営に関しての外部評価委員会的な役割もありまして、こういう形で一応はこの報告書案も事務局に御準備いただいておりますけれども、専門委員の皆様方に目を通していただきまして、これでよかろうということになりますと、自信を持って食品安全委員会に報告できるのではないかとと思えます。

この1冊だけで、食品安全委員会が何をやっているかということが非常によくわかると

思います。

それでは、本日の主な議題はこれで終わったのでございますけれども、まだ時間が10分か20分残っておりますので、せっかくの機会でございますから、この議題と離れまして、何か一言言っておきたいとか、あるいはほかの御質問がございましたら、事務局は歓迎されないかもしれませんが、お願いしたいと思います。どうぞ。

伊藤専門委員 3つあるんですけれども、西郷さんをお願いという部分だと思うんですけれども、去年、米国産牛肉輸入再開に当たっての公聴会に参加したんですけれども、かなり多数で、最初は午後の部を予定して入れなくて、午前中にももう一つセットしていただいた会合だったんです。

そこで感じたんですけれども、こう言ったら誤解を招くかもしれませんが、一般消費者なり、あるいは消費者団体の方々の場合は千葉県から来た伊藤ですとか、神奈川県から来た何々ですと済むわけですけれども、事業者の方々からも御発言をというふうに言われるんですけれども、背中に会社の名前が出ると本音は言えないという部分があって、やはり非常に難しいのではないかなと思うんです。

チェーンストア協会傘下の一企業の者ですけれども、という言い方にしましたけれども、その辺はもっと御配慮いただいて、より意見が活発になるようにしていただいてもいいのではないかなと思いました。

リスクコミュニケーションの1つといいますか、食育の絡みだと思うんですけれども、たまたま6月10日の読売新聞で、福土さんのところの宣伝をするわけではないんですけれども、食物の秘密、楽しくなぞ解きということで、食卓から見る安全未来ということで、イギリスのオックスフォード大学の先生が来て、7月にやられる記事が載っていました。

ものの考え方には、何が正しいかという考え方もあると思うんですけれども、こういう考えもあるんだというのも大事だと思うので、ここでは説明しませんが、そういった部分で非常にいい考え方の部分が、それも子どもたちを対象にしてやることで表現されていまして、もし参加できたら参加したいなと思っているんですけれども、こういう部分も見ていただきたいなと思いました。

3つ目が、ポジティブリストが施行されたんですけれども、その前後に国内では何回も説明会がありました。私もそうですし、山本専門委員などもそうだと思うんですけれども、ある面では直接のステークホルダーでもありますから、頼ってられないのは行政だけだということで、中国はチンタオとアモイに出向いて、それからタイとベトナムもエビなどをやっていますので、我々自身でもうポジティブリストの考え方についてということで、

説明会をやってきました。

中国の会場にはチンタオ、あるいはC I Q、いわゆる中国の行政機関がうちも入れてなどというふうに要望してきたんです。厚生労働省の役人ではないのでということで、それは断りましたけれども、そういった部分でやった結果、やっとこれで何をすればいいのか、あるいはどういう考え方でこういう法律の規制強化が上がったのかがやっとわかりましたという声が圧倒的だったわけです。

タイやベトナムに至っては英語で、うちの食品海外部の女性のメンバーが行って、勿論、事前に2週間くらいレクチャーを受けて資料をつくって行ったわけですがけれども、はっきり言ってスタンディングオベーションに近いような拍手を受けたと言っていました。

そういった部分で、検疫所でももう既に違反事例が出てきていますので、そういった部分では国産のものを直接的に積極的に調べているわけでもないでしょうから、海外という部分で見れば、もうちょっと予算を使ってでも、やられたとは思っていますけれども、そういうスタンスの動きがあってもよかったのではないかと、私は個人的にそう思ったものですから、御要望を兼ねて3つほどお願いしておきます。

西郷リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。意見交換会での匿名性の確保という点でございますけれども、そこはいろいろお立場もあってということもあると思います。

ただ、意見交換会は単なる座談会ではございませんので、御発言にはある程度責任を持っていただく都合上、お名前だとか差し支えがなければ所属と申しますか、その背景についても言っていただいた上で御発言いただくということで、消費者の場合も消費者団体などの名前は可能な限りは言っていただくことにしているところです。

ただ、一方で話しにくくなってしまうのでは、元も子もないところもございますので、うまく検討できればと思いますけれども、リスクコミュニケーション専門調査会で若干そういった議論になっておりまして、意見の交換の前に情報交換の部分は若干ターゲットを絞ったというか、透明性が低くならない程度にいろんなところとバイでと申しますか、そういったことも必要なのではないかという指摘も一方であり、ただ、それで昔のような役所が恣意的な判断をするようなものになってはまずいという警鐘も鳴らされておりますものですから、そこら辺はどうしたらいいかということについては、今後とも検討していかなければいけないとは思っております。

食育につきましては、御指摘ありがとうございます。食育というと各人各様のイメージを持っていらして、みんなよかれと思ってやっているんですけれども、意外と話し合っ

ていると違っていたりということをご想定していたりということもあるかもしれませんが、いろんな取組につきまして、こちらも勉強してまいりたいと思っております。

ポジティブリストについて、特に海外への周知が足りないのではないかというお話だと思っておりますけれども、さっき総務課長からお話もありましたように、今、運営につきまして管理省庁が一生懸命やっています。これまでもかなりの話を聞きますと、厚生労働省なり、いわゆる日本にもものを持ち込まれる業界の方々についてもあれですし、海外での説明も在外公館を通じてしているようでございますけれども、物事に十分ということにはなかなかなくて、走りながら考えたところもあるようなところでございますけれども、御指摘の点は彼らに伝えたいと思っておりますし、委員会といたしましても、先ほど課長からありましたけれども、今、評価の方針を一生懸命やろうということになっておりますので、考え方だとか科学的な説明だとかにつきましては、急いでやっていきたいと思っておりますので、いろいろ御意見があれば、またお知らせいただければと思います。ありがとうございました。

富永座長 ほかにございませんか。どうぞ。

市川専門委員 e - マガジンを早速登録して見させていただいております。これから期待したいです。ただ、見ると非常に堅苦しい、まだお役所的な感じがして、農水が出しているのが毎日入ってくるんです。まだそれと非常にかぶっている感じがするので、是非この食品安全委員会の良さを出していただきたいなという気持ちです。

この食品安全委員会のホームページというのが、このごろ非常にやわらかい感じになったと思っております。一番初めに出てくるトップページですね。とてもいい方向に来ているかなという感じです。ありがとうございます。

富永座長 ありがとうございます。おほめに近いコメントでした。

西郷リスクコミュニケーション官 e - マガジンでございますけれども、おっしゃるように、農林水産省から、こういうのがありますというニュースや会合のお知らせについては日刊で出ておりますので、当方は小泉委員が編集長でございますけれども、どちらかという与会合の結果が、議事録が出るのに一月ぐらいかかりますものですから、どういうことが行われたぐらいだけはということで、その1週間に行われた委員会あるいは専門調査会の結果の概要だけを載せるということを旨としておりますので、そういうニュース性をもって勝負したいと思っております。

ただ、文章が堅苦しいということにつきましては、今後、肝に銘じまして、わかりやすくしてまいりたいと思っております。

富永座長 ありがとうございます。どうぞ。

山根専門委員 今回のホームページなんですけれども、私もとても充実していてよろしいと思うんですが、字がぎっしりで、字が小さい気がするんですけれども、そういう問い合わせはないでしょうか。できたら、字がもうちょっと大きくなればもっといいと思います。

もう一点、これも字が小さいということと関連もあるんですけれども、新聞で社告の欄がありますね。あちこちでいろいろと今、議論も進んでいるようなんですけれども、事故情報などの記事がただ載せているだけで、字が小さくて読みづらかったり、理解が難しかったり、そういうことに関しては、この委員会としては特に意見とか働きかけるような考えはないでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 ホームページの字については、ときどき小さいという声がございます。お答えしているのは、ブラウザで文字の大きさを調整できるというのがありますので、そこでやっていただけないかというふうに、今のところはお願しているところがございます。

社告だとか字が小さいことについて、委員会として何か意見というのは、今のところはないです。そういう話は確かにございますが、そこについて、どういう方がいいのではないかということについては、それはそこを載つけられる方々で御相談いただくのが第一かなと思っております。

社告だとか、あるいは役所の知らせもそうなのかもしれませんけれども、場所が見にくいことがあるということで、その辺については事務局担当者、管理官庁に伝えたいと思います。

富永座長 ありがとうございます。文章が堅苦しいとか字が小さいとか、こういう場で言うていただくと対応していただけたらと思いますので、ありがとうございました。

ほかにどうぞ。

宮脇専門委員 県内のそういう意見交換会に参加したときに、私は農家で生産者なんですけれども、生産者は自分のものに対しては責任が持てるし、自信も持てるんですけれども、その中に加工業界の方とかスーパーの方からすごく切実な意見が出ていまして、その意見交換会の中の意見を背負って、もうどこかでこのことを言わなければいけないような気持ちになりまして、この場所では適切かどうかということは私もわからないんですけれども、その加工業者の方がおっしゃったんです。

長い歴史で築いてきた会社を1回の違反があった場合に、すべてが風評被害とかで倒産に追い込まれるとか、そういうことになりかねないような制度になっていますね。その生産物の原料を自分たちがどこまで責任が持てるかというか、そういうところが完璧に100

%履歴が出て、それも昨日まではその履歴のものがよかったけれども、明日はどうか分からないとか、毎日毎日検査しているわけではないとか、非常にたくさん課題があるのにもかかわらず、そういうものがきちんとまだ決まっていないというか、安心して仕事ができるような体制ができていないのではないかと私は取ったんです。

そういう点で、もうちょっと制度の改正というか、そういう不安を解消してあげられるようなものになっているのかなというような疑問がありましたので、表現が悪いかもわかりませんが、そういう問題をここで言いたかったので言いました。

富永座長 ありがとうございます。どうぞ御遠慮なく、そういう問題をおっしゃってください。ほかにございませんか。

伊藤専門委員 今の御意見は地場地域の小さいけれども、いいものをつくっていらっしゃるようなところに対する食品衛生法とか、純粋に法規制の部分が結果として厳し過ぎるのではないですかというふうに受け止めればいいんですか。

宮脇専門委員 その加工業界の方は、原料についてはまだ規制がきちんとしたものがないのではないかとというような意見が出ていたんです。小麦とかを仕入れて、それを原料にして、うどんをつくるとか、そういう業者さんがそういうものに対して、きちんとしたものがあるのか。

伊藤専門委員 例えば、その使われる小麦がアメリカ産ですか、カナダ産ですかと聞かれて、答えられないような状況にあるということですか。

宮脇専門委員 その履歴がきちんとしたものが100%でなければ出荷できないというようなところまでできているんでしょうか。

山本専門委員 ポジティブリスト制度の話題というのは先ほどから出ておりますし、近藤先生のおっしゃるような問題が多分あるんだと思うんです。今、産業界全体がこの問題で感じていることは、健康被害のリスクが起こることよりも、たまたま数値基準が決められて、そこからちょっと違反をしたために産業界としてのリスクが起こり得るだろう。それは消費者からのゼロリスクを求めるような非常に厳しい要望。それから、福士さんには大変申し訳ないんですが、マスコミがどう対応するかといったようなことで、産業界そのもの、個別の企業、農家の方も含めて、非常に厳しいパッシングに遭うだろうという方のリスクははるかに大きいというのが、今の世の中の現状だと思うんです。

これはやはりリスクというのは何なのか。実は農薬は御存じのとおり、799の農薬等と横の産物を並べていきますと、升目というのは16万を超えるわけです。16万6,000ぐらいの升目に全部数字が入っているわけです。そのうちの約67%は一律基準という0.01に

なっているわけです。

そういう厳しい数字をつくるのが本当に健康リスク上大事なのか。決して無駄だと思いませんけれども、そこで何か起こるリスクよりも、0.01が0.02になるということによる健康被害のリスクよりも、むしろ違うリスクの方が起こるのではないだろうかということとを業界全体が恐れているということだろうと思うんです。

そういうので、中にはその農薬の管理そのものがあるレベルまでできていないところがあるのかもしれませんが。それはよくわかりません。だけれども、それはひょっとしたらほんの一部かもしれない。それはそれで何らかの規制をする必要があるんでしょうけれども、そればかりを規制することを主眼に置いてしまうと、大部分のある意味ではほとんど問題のないようなところが非常に大きなバッシングを受けるといような意味でのリスクを感じてしまうということが、一番大きな問題だろうと思うんです。現実はそのことです。

これがここからあと半年から1年経って見たときに、消費者の皆さんがどう考えられ、何か違反が出たときに、どういうふうに関世の中全体が対応していくかということとを、ある意味では私ども産業界としては、じっと見ているしかない。勿論やるべきことはもう十分やっているつもりなんですけれども、そうやっても後はどうなるのかということを見ているということだと考えております。

富永座長 よろしいでしょうか。どうぞ。

西脇専門委員 今の山本専門委員のお話は、農薬の視点からの部分がかかり入っていたと思いますけれども、我々労働界の立場、それよりもメーカー企業で働く従業員の立場という方で、もう一つ別の視点で言うと添加物の部分もあります。海外で認められている添加物ですので、基本的には食べても大丈夫と思っている人が圧倒的に多い。ですけれども、日本で認められていなければ、回収騒ぎになります。結果的に自社製品やいろんな企業の製品に入っていましたから、その補償等も含めて社会的ないろいろな報道の関係の中で、その企業としては消滅してしまった。

ある意味では利益だけ追求していても、法律という面を守らなければいけないのは当然ですけれども、そういうところの感度を一人ひとり持っていかなかったら、中小企業は本当の意味で生きていけない。大手はある意味ではダメージで済むかもしれないけれども、中小企業は生死に関わる。そんな観点を企業、労働界の中でもしっかり持つ必要があるのではないかと思います。

今の農薬の部分に関しては、まさに健康被害云々かんぬんということよりも、企業の存続の視点というお話をされたと思いますけれども、添加物の部分においても同じような課

題はあって、この分に関しましては、今いろいろと国の取組が進みつつありますけれども、まさに行政の方として、どういうふうに対応していくのかということを実際に考えていかなければいけない部分も多大にあるだろうと思っています。

農薬と同時に添加物を含めて、安全というものと同時に本当に企業という視点から見ていても、逆にこれが本当の意味での日本の競争力だとか、いろいろな視点にもつながっていくことにもあり得るだろうと思いつつ、組合として社会産業政策の視点で論議している部分でありますので、それと併せてちょっと話が広がり過ぎてしまいましたけれども、紹介させていただきたいと思います。

富永座長 ありがとうございます。大変貴重な御意見でございました。

本日は議題の1と2が終わりまして、20分ほど時間がありましたので、こういう総合討論的なことができまして、これは本当にお世辞抜きで大変いい意見交換会になったのではないかと思います。ですから、今後もまたこういう機会がありましたら、随時皆さんの忌憚のない御意見を拝聴したいと思います。

事務局の方は、そのほかの議題として何かございますか。

小木津総務課長 議題としては特にございません。

富永座長 次の企画専門調査会の日程がございましたら、お願いします。

小木津総務課長 それでは、次回の予定等につきまして、御説明をさせていただきます。

まず本日いただきました御意見を踏まえまして、実施状況について、特に調査の関係、若干の手直しを座長の指示を得て行いまして、それを組み込んだ状況報告書(案)を委員会の方に御報告するという段取りでございます。

この企画専門調査会におきましては、18年度の運営計画に定められておりますとおり、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補についての御検討・選定をしていただくということで、計画上は8～9月ごろにこの調査会を開催させていただくというふうになるかと思っております。

先生方の御都合をお聞きして、改めて日程を調整させていただきたいと思います。具体的な日時が決まりましたら、また改めて御連絡をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

富永座長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間になりましたので、本日の企画専門調査会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。